お茶の京都特産品部会のご案内



いっしょに 「お茶の京都」で売っていきませんか?

お茶の京都特産品部会について~いっしょに、「お茶の京都」で売っていきませんか?~

お茶の京都特産品部会は、地域の魅力のひとつである特産品を通じて"お茶の京都地域"を知っていただき、特産品を取り扱う店舗への誘客から周辺エリアへの周遊につなげるため、一般社団法人京都山城地域振興社(通称:お茶の京都DMO) と多様な主体が連携し、魅力発信及び誘客事業の展開を図ることを目的としています。

を制力に溢れている「お茶の京都」地域。 もっとこの地域の魅力に気づいてほしい。 地域のファンを獲得したい。 そこで、お茶はもちろん、加工品や工芸品も、 たくさんの魅力的な「特産品」から、 地域への誘客につなげるための取り組みです。

ECサイトやSNSを活用し、「お茶の京都」で売っていきます。

學治療▶ 経現市ト 京田辺市▶ 本津川市▶ 徳山地野洋

※お茶の京都地域は、以下の12市町村の地域です。

宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村

「お茶の京都特産品部会」参加条件について

「お茶の京都特産品部会」の参加条件は以下のとおりです。

以下のいずれかに該当

- 1. お茶の京都エリアで生産・製造された商品を取り扱っていること
- 2. お茶の京都エリアの特色や地域性を活かして開発された商品を取り扱っていること
- 3. お茶の京都エリアで体験・滞在する商品を取り扱っていること
- 4. 主として、お茶の京都エリアで事業を行う事業者であること

(特産品の例)

【食品類】 お茶、お茶加工品、野菜、米、フルーツ、スイーツ、サイダー などなど…

【工芸品・お土産】 お茶のドリップマシン、茶器、茶道具、竹細工、金銀糸、ふすま紙、マスコットキャラクターグッズ などなど…

【体験メニュー】 茶摘み体験、古寺での体験、川でのアクティビティ、ガイドウォーク などなど…

※酒税法や旅行業法、古物営業法等の対象となる商品については、参加申込前にご相談ください。

お茶の京都特産品部会 会員のメリットについて

お茶の京都DMOが情報共有・連携の窓口となります。

- ・ECサイト(ことよりモール)での特産品販売
- ・ことよりモール内の「お茶の京都特集ページ」への商品掲載
- ・SNS等による情報発信(※本会員向け)
- ・展示会・イベント出展募集等の情報共有
- ・ふるさと納税等、各市町村や府の取組に係る助言
- ・事業者向けセミナーの実施
- ・SEO対策・デジタルマーケティングの助言
- ・観光誘客・多言語対応の助言
- ・中国向け誘客・販路の助言

※会員種別によってご利用いただける項目は異なります。





お茶の京都特産品部会

ECサイト ことより モール



商品PR SNS情報発信 ブランディング

情報交換 マッチング

展示会や イベントの 出展募集 府 市町村 連携

中国向け 販路・誘客 への助言 誘客促進

事業者向け セミナーの 実施

会員種別について

お茶の京都特産品部会は、以下の2種類の会員とオブザーバーで構成します。

ネットショップ運営のご経験が 少ない方におすすめ!



本会員

お茶の京都DMOと連携し、特産品PR、事業者紹介、 ブランディングを図っていく会員です。

ことよりモール「お茶の京都特集ページ」に商品を掲載できます(掲載順は本会員が優先となります)。

本会員より提出いただいた商品情報に基づいて、 お茶の京都DMOが商品登録作業を行います。

商品の発送は、本会員より行っていただきます。 ※受注が入った際は、発送に必要な情報をお茶の京都 DMOが本会員へ提供します。 お茶の京都ブランドを活用した販売機会を 作りたい方におすすめ!



準会員

ことよりモール「お茶の京都特集ページ」に商品を掲載できます(掲載順は本会員が優先となります)。

商品登録作業は、準会員にて行っていただきます。

商品の発送は、準会員にて行っていただきます。

【オブザーバー】として、京都府、市町村、商工会、観光協会等と、特産品のPRにあたり、必要な場合に情報共有を行います。

「お茶の京都特集ページ」について

ことよりモールのトップページ上に「お茶の京都特集ページ」のバナーリンクを掲載し、「お茶の京都特集ページ」への流入を促します。

お茶の京都特産品部会に参加することで、お茶の京都特集ページに商品を掲載できます。

ことよりモールのトップページ https://www.kyotobank.co.jp/ecmall/



.

お茶の京都特集ページ(次項)ヘリンク

「お茶の京都特集ページ」での掲載イメージ

※お茶の京都特産品部会の商品は、

お茶の京都特集ページに表示されます。

※本会員の場合は、 お茶の京都DMOで商品登録作業を行います。

準会員の場合は、 ご自身で出店申込・商品登録していただきます。

※商品の掲載順は、 本会員の商品が優先的に上位表示されます。





お茶の京都の特産品

京都府南部に位置する山城地域は、日本茶のふるさと。800年を超えるお茶の歴史を誇る「お茶の京都」です。

美しい茶畑を眺めて、おいしいお茶を飲む。ほっこり、ゆったりと時間が流れます。

もちろん、お茶だけではありません。この地域だからこその逸品が出逢いを待っています。

「お茶の京都」の観光スポットやイベント情報はこちらをご覧ください。

※掲載順

本会員の商品→準会員の商品



特産品の商品名

¥ *,***(被込)

■■■株式会社

おすすめ商品 新老 お茶の京都



特産品の商品名

¥ *,***(稅込)

一

送料込み おすすの商品 お茶の京都

*****5(1件)



特産品の商品名

¥ s,sex(被込)

¥ *,***(授込)

■■■■■■ ことよりモール支店

おすすめ商品 お茶の煎物

特産品の商品名

人気が高い順

「お茶の京都」タグを表示

「ことよりモール」の手数料等について

「ことよりモール」に特産品を出品する場合、及び「ことよりモール海外代理購入サービス」を利用する場合は、「ことよりモール出店者向け利用規約」及び「ことよりモール海外代理購入サービス出店者向け利用規約」に基づく手数料(下表「販売手数料」及び「決済手数料」)のほか、売上金額に対して下表の料率を乗じたPR手数料が必要となります。

	ことよりモールへの出品			海外代理購入サービスを利用する場合		
	PR手数料	販売手数料	決済手数料	PR手数料	販売手数料	決済手数料
本会員	3%	4%	3%	3%	10%	3%
準会員	0%	4%	3%	0%	10%	3%

お申込み・お問い合わせ

一般社団法人 京都山城地域振興社(通称:お茶の京都DMO)

〒611-0021 宇治市宇治乙方7-13 京阪宇治ビル1階

お茶の京都

Discover

TEL: 0774-25-3239

FAX: 0774-25-3238

MAIL: dmo@ochanokyoto.jp

https://ochanokyoto.jp/